

## 帰宅困難者一時滞在施設の提供に関する協定

新宿区（以下「甲」という。）と学校法人工学院大学（以下「乙」という。）は、新宿区の区域内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合における乙の施設の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、災害により交通機関が正常機能を失い、帰宅困難者が発生した場合において、地域の混乱を回避し、及び帰宅困難者の安全を確保するため、乙の管理する施設の一部の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

## （提供の要請）

第2条 甲は、乙の管理する施設を帰宅困難者が一時滞在できる施設（以下「帰宅困難者一時滞在施設」という。）として使用する必要が生じたときは、事前に、乙に対しその旨を文書又は口頭で要請するものとする。

## （施設の提供）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに、施設の状況を調査し、帰宅困難者一時滞在施設として使用させる施設について甲に対し回答するものとする。

## （提供の期間）

第4条 帰宅困難者一時滞在施設として乙の施設を使用する期間は、原則として、災害が発生した日から3日とする。ただし、当該期間を超えて帰宅困難者一時滞在施設として乙の施設を使用する必要があるときは、甲乙協議の上定めるものとする。

## （報告）

第5条 乙は、第2条の規定による要請に基づき施設を提供したときは、速やかに、甲に報告するものとする。

## （有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲乙いずれかから協定の解除の申出がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

## （協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定めのある事項でその解釈に疑義が生じたものについては、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成24年12月27日

甲  
新宿区  
区 長

乙  
学校法人 工学院大学  
理 事 長